

令和8年度越谷市主任介護支援専門員研修受講支援事業補助金交付実施要領

令和8年5月13日市長決裁
令和8年7月17日改正市長決裁

1 趣旨

この要領は、越谷市主任介護支援専門員研修受講支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、令和8年度における要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象経費（要綱第4条関係）

補助対象経費は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に対象主任介護支援専門員等が修了する法定研修の受講料とする。

3 補助金の交付の申請書の提出期間（要綱第6条第2項関係）

対象主任介護支援専門員等は、補助金の交付の申請書及び添付書類を令和8年5月13日（水）から令和8年6月17日（水）までの間に提出するものとする。

ただし、当該期間内に申請のあった者に対する補助金の交付又は不交付の決定後、予算に余剰が生じた場合は、予算の範囲内で随時補助金の申請を募集する。この場合において、対象主任介護支援専門員等は、補助金の交付の申請書及び添付書類を受講しようとする法定研修の受講開始日の2週間前までに提出するものとする。

4 申請書の添付書類（要綱第6条第5項関係）

(1) 要綱第6条第5項第1号の補助金所要額調書は、「第1号様式別紙」を用いるものとする。

(2) 要綱第6条第5項に規定する申請書に添付する書類を例示すると次のとおりであること。

ア 補助金所要額調書

第1号様式別紙のとおり

イ 就労等証明書

第2号様式のとおり

（対象主任介護支援専門員等を雇用する法人が作成したもの。押印不要。）

ウ 法定研修の内容及び受講料が確認できる書類の写し

受講しようとする法定研修に係る実施要領そのほかこれに類する都道府県通知

エ 介護支援専門員証又は主任介護支援専門員研修の修了証明書の写し

有効期間内であって、法定研修を受講するための資格を確認できるもの

オ その他市長が必要と認める書類

申請書の提出時点では、当該書類の提出を要しない。ただし、申請書及び前アからエの添付書類の審査結果に基づき、補助金の適正な交付に必要と認める場合に限り、別に指定する書類の提出を求めるものとする。

5 補助金の交付決定等（要綱第7条関係）

市長は、補助金の交付の申請が多数であって、予算の範囲を超えるときは、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 上記3の本文に規定する期間（令和8年5月13日から令和8年6月17日まで）に申請のあった補助金の交付の申請については、抽選を行い、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。
- (2) 前号以外の申請については、予算の範囲内で申請の受付順に、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

6 実績報告書の添付書類（要綱第9条第2項関係）

- (1) 要綱第9条第2項第1号の補助金実績額調書は、「第7号様式別紙」を用いるものとする。
- (2) 要綱第9条第2項に規定する申請書に添付する書類を例示すると次のとおりであること。

ア 補助金実績額調書

第7号様式別紙のとおり

イ 法定研修を修了したことが確認できる書類の写し

法定研修修了証明書の写し

ウ 補助対象経費の支出を証明する領収証等の写し

次に掲げるもののいずれか

(ア) 法定研修の実施機関が発行する領収証

(イ) 払込取扱票（納付書）で支払った場合、コンビニエンスストア等で発行される払込受領証

(ウ) 口座振込で支払った場合、金融機関から発行される利用明細書

エ その他市長が必要と認める書類

実績報告書の提出時点では、当該書類の提出を要しない。ただし、実績報告書及び前アからウの添付書類の審査結果に基づき、補助金の適正な交付に必要と認める場合に限り、別に指定する書類の提出を求めるものとする。

7 その他

本要領に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（改正 令和8年7月17日市長決裁）

（施行期日）

改正後の要領は、令和8年7月17日から適用する。